

高齢者福祉サービスのお知らせ

介護保険は、介護を必要とする方がその方の持つ能力に応じた自立した生活が送れるよう、在宅支援や施設入所などの必要な福祉サービスを提供する制度です。

特に、在宅に関するサービスについては、介護を必要とする多くの方々が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるようサービス内容の充実が図られてきています。

この他、町では、高齢者や家族の方が安心して生活できる環境づくりのために、次のような事業に取り組んでいます。

●**介護予防・生活支援のために**
できる限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように、そして、寝たきりなどの介護が必要な状態にならないための事業です。(表1)

この他、「老人憩いの家たかむら荘」や「屋内ゲートボール場」の老人福祉施設の活用により、介護予防に役立てていただいております。

●**ねたきりの方や家族への支援のために**

健康づくりや介護予防に努めても、加齢に伴って援護を必要とする高齢者は増加する傾向にあります。介護や支援が必要となり、介護認定を受けた場合には各種の介護サービスが利用できます。

この他、介護認定を受け在宅にある方へのサービスは、地区の民生委員を通じて申請するようになります。(表2)

●**敬老のお祝いとして**
毎年9月には、高齢者の敬愛のために敬老会を開催し、その席上で祝金を贈呈しています。(表3)

この他、90歳、100歳の節目の年には長寿をお祝いし、祝金を贈呈しています。(表4)

なお、今年の敬老会のご案内は、後日該当される皆さんにお知らせいたします。

●**相談窓口として**
平成18年4月に設けられた地域包括支援センターや町で、在宅の高齢者や家族の方の総合的な相談に応じています。

◆**問い合わせ**

地域包括支援センター

☎72-21228

健康福祉課

☎72-16934

(表1) 介護予防・生活支援のために

事業名	対象者	給付条件	内容等	利用料/助成額
緊急通報システム	65歳以上のひとり暮らしの方	町内に子供等が居住していない方	緊急対応用の電話等の貸与	所得の状況により月額0円から4,410円
高齢者住宅改修助成事業	65歳以上で身体虚弱のため住宅改修が必要な高齢者世帯	介護認定の対象とならない方	手すりの取り付けや段差の解消等の改修費の助成	・ 所得の状況により助成の対象とならない場合があります。 ・ 改修費の1割の自己負担あり。助成限度額18万円
お元気クラブ事業	65歳以上	老人クラブ加入者	高齢者相互の交流と健康づくりを図ります。	
高齢者ニュースポーツ事業	60歳以上	老人クラブ加入者	軽スポーツを通して健康づくりを図ります。	

(表2) ねたきりの方や家族支援のために

事業名	対象者	給付条件	助成等	
			給付回数	支給額
紙おむつ支給事業	65歳以上、介護認定で要介護3以上の方	在宅で常時紙おむつが必要であること	1日1枚	3ヵ月分を5月、8月、11月、2月に支給
ねたきり老人等介護者手当	介護認定で要介護4又は5に該当する65歳以上のねたきり老人を常時介護している同居の家族	・ 介護期間が続けて1年間以上あり、この間介護保険のサービスを受けていないこと ・ 住民税が非課税世帯であること	月額5,000円	1年分を3月末に支給

(表3) 敬老祝金

年齢	祝金額
75歳以上	5,000円

* 祝金額は、平成18年度から75歳以上一律の額となりました。

(表4) 高齢者敬愛事業の敬祝金額

年齢	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
90歳	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
100歳	1,000,000円	500,000円	300,000円	100,000円

* 敬祝金の支給対象は原則として、在宅の方となります。

* 100歳の方の敬祝金額は、平成19年度以降平成21年度まで毎年見直されます。